

墨條約により墨國民の得たる特權に安政條約第十八條により均霑の權利あることを留保し置くべし、尤も右留保する爲め英國は日本との條約改正に付其の態度を變更せるものと認めらるるが如きことなかるべき」を注意して居るを見れば強い最惠國條款に關する大隈外相の條件主義を排し之が爲め改正條約の締結を犠牲にする迄の意向はなかつたことを察するに足る。

同様佛國も亦英國の輦に倣ひ明治二十二年八月十二日佛國公使シェンキエウキチより墨國の得た内地居住及通商の新特權に均霑のことを要求した。尤も右公文は英國公使よりの公文に比し字句穩當なものであつて、「過日日本政府が條件を以て墨西哥國の人民に付與したる、日本内地を旅行、住居するの權利は、千八百五十八年日佛條約第十九條により、佛國人民にも及ぼさる權利にして之を將來の爲めに保留し置くを必要と思考致候」と云ふに過ぎなかつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷附錄日墨締約一件

2 同右四文書參照

第三節 各國との條約改正交渉顛末

第一款 對米交渉

對米提議 明治二十一年十二月十八日大隈外相は外務省に於て改正條約案を在本邦米國公使ハッバードに手交し、前節中に説明した如く該條約改正案の要綱を説明する外、石油の協定稅率を井上條約改正當時以來の米國公使の希望を尊重し毎十米瓦邦貨十九錢に輕減することを承諾した。同公使は一件書類を熟讀した後「一點の異議なきも石油の稅率を更に十八錢に輕減されたい」旨を述べた。大隈外相は直ちに之に同意を與へたところ「早速其の大要本國に電報

し條約調印に關する全權委任狀の下付を乞ふべし」と答へた。依て大隈外相は直ちに電報を以て在米國陸奧公使に對し米國との條約改正交渉開始に關する訓令を送り、同時に十二月十八日付兩機密信及機密内信を以て詳細訓令するところあつた。右訓令書中に於て「井上外相案に對し本邦官民に於て強硬な反對あり終に同外相の辭任となつたことは同公使に於て篤と承知の通りなるに付、今次の改正條約案に於ては右井上案に對し本邦朝野に於て最も反對して居る點を除去するを目的として起草せられ、之れが爲め既に條約改正會議に於て議決済みの裁判管轄條約案は之を廢棄し、其の代りとして兩外交文書を交付し外國人をして帝國裁判權服從に付き充分安心すべき様の保障を提供するものであること、和親通商航海條約に於ては新條約實施に伴ふ過渡的五ヶ年期間に於て、彼我裁判權の調節に關し特別規定を設けた外、努めて相互對等の原則を以て自由な規定を設けたこと、並に新條約に附屬せしむべき輸入稅目、貿易規則及び保税倉庫規則は新條約中の通商航海に關する諸規定と共に總て明治二十二年七月十八日の通商事項取調委員會に於て之を承認せるものを採用したこと」を説明した。更に輸入協定稅目稅番第三二五號石油に付ては「明治十五年五月十一日條約改正豫備會議に於て井上外相の提出した原案に於ては從價基礎二割であつたけれども、其後米國公使より強硬に稅率引下げ方の要求があつて右通商委員會案に於て從價一割五分基礎に輕減して居るが、今回の本邦提案に於ては右基礎割合を從價一割五分による從量稅率を算定するに付手心を加へ、十英瓦に付邦貨二十二錢即ち十米瓦十八錢としたこと、從て右石油の從量稅率を現輸入値段に比するに從價一割以下に相當するに過ぎず、即ち當初井上外相より提議せる輸入協定稅原案に於て十英瓦に付五十九錢であつたものに比すれば約三分ノ一以下に激減せられた勘定であること」を述べ、開國以來常に本邦條約改正に付最も同情ある立場を採つた米國政府に於ては此の儘本邦提案を受諾する様に希望した。又「伊藤前總理が在本邦獨逸公使歸國の際に爲した約束により止むを得ず十一月二十六日獨逸代理公使に對し改正條約案を交付したが、米國政府に對しては從來の例に於けるか如く米國との間に率先新

條約に調印し各國に對し垂範とすることを希望するが爲め各國に先ち談判を開始する所以であること」をも附言した。米國の承認 右大隈外相よりの訓令の結果、在米陸奥公使は十二月二十一日を以て國務長官バヤード Thomas F. Bayard に面會して、今次本邦條約改正の根本方針を説明し「大隈外相案に於ては井上案中米國の敢て主張しなかつた條款を排斥するに過ぎないが故に、米國に於ては大隈條約改正案に對し異存なかるべき筈なれば同情ある態度を採り在本邦ハツバード公使に對し至急條約改正交渉開始に關し必要な訓電を發せられたい」と依頼した。バヤード國務長官は右陸奥公使の申入れに對し全然同感の意を表し「米國政府は日本が純然たる獨立權を可成速に保有するに至るべきを希望し、既に先般（明治十九年四月二十九日）全然對等の基礎の下に日本犯罪人引渡條約に調印した次第もあるに付、直ちに在本邦米國公使に對し新條約交渉方訓電すべき」旨を承諾した、それと同時に「來る明治二十二年三月四日は米國行政部の更代期に相當し、現民主黨のクリブランド Grover Cleveland 大統領に代り反對黨のハリソン Benjamin Harrison 大統領就任する次第であるから、日本との改正條約は出來る丈け速かに之が調印を了へ右調印本書を運くとも一月中に華盛頓に取り寄せた後直ちに米國上院に附議するの必要あること」を説明した。

斯くて在本邦ハツバード米國公使に於ては早くも明治二十一年十二月二十六日大隈外相に對し、國務長官より直ちに調印して差支ない旨訓電に接したから調印の日時を指定せられたいと申込むに至つた。然るに當時黒田内閣閣員中には、米國と率先新條約を調印する場合に於ては之が爲め英・獨・佛等の諸大國の嫉妬心を惹起し條約改正事業を困難ならしめること、去る明治十一年寺島外相時代に於けると同様の結果を齎すべき虞あるに因り、米國との新條約の調印は出來得る丈け他の在歐諸大國と同時にするを可とする。少くとも英獨兩方其の中の一國が調印を同意する迄米國との調印をも延期するを可とする意見が多數であつた。依て大隈外相は明治二十二年一月四日を以て其の旨在米陸奥公使に通報し、在本邦米國公使に對しては條文整理の必要等を理由として條約調印に對し遷延策を採つた。一方に

於て米國公使は「前記明治二十二年三月四日には米國現行政部が更迭すべきこと、其の結果同公使も亦離任するに至るべければ夫れ以前に支那旅行の希望あり、依て右旅行出發前に新條約に調印を了したき」旨を切望した。

乃ち大隈外相に於ては明治二十二年二月十四日付米國公使宛公文を以て日米新條約は來る二月二十日を以て調印すべきこと、又右新條約實施期日は原案に於ては批准書交換後直ちに實施すべきこととなつて居たのを改めて、明治二十三年二月十一日即ち帝國憲法發布の一年後に相當する帝國に採り記憶すべき記念日に發效すべき様修正の希望を申入れた。蓋し大隈外相に於て斯く新條約實施期に修正を加へた眞の理由は、出來得る丈け新日米條約の實施期日を延期し、其の間に他の歐洲大國との間にも交渉を結了し、日米條約と同一期日に實施し得るに至るべきことを欲したが爲めである。斯くて大隈外相は明治二十二年二月二十日米國公使ハツバードとの間に新條約の調印を了し、黒田總理經由之れを上奏するところあつた。

上記の如く米國民主黨クリブランド大統領は其の退任期である明治二十二年三月四日以前に日本との間に新條約の締結を了し以て當該行政部の功績の一と爲する希望を持つて在本邦公使をして其の調印を急がしめたものである。本邦政府としては米國との新條約をも出來得る丈け他の在歐英獨等と同時に調印することを企劃したが、右は到底實行困難なこと明白となつた爲め、責めて之等の實施期を同一にして以て新條約實施に伴うて生ずべき最惠國條款適用問題に關する異議を避けようとしたのである。終に米國政府の要請に應じ止むを得ずクリブランド大統領退任前に調印したが、之れが實施に必要な批准は三月四日就任の反對黨たる共和黨ハリソン大統領及ブレン James G. Blaine 國務長官の盡力に俟たねばならぬこととなつた。依て新行政部就任後間もなく明治二十二年三月十九日在米陸奥公使は新國務長官ブレン氏に面會し、曩に同年二月二十日在本邦ハツバード公使により調印せられた新條約の批准に關し、米國國內の政治問題に關係なく日米間國交増進の見地より努力せられたいと懇請し、出來得べくば當時開催中で

あつた上院臨時會議に調印濟新條約を提出し其の贊認を得べき様盡力方を求めた。之に對しブレン長官はハリソン大統領の承認を得次第上院に附議する手續を進めるが、本臨時會議は單に行政的議案を議する目的を有するもので、日米條約批准の如き重要問題を議するに適當でないと思ふ旨答へた。陸奥公使は上院に於て批准討論の際石油業者の利益を代表する議員より生ずべき反對論を豫め封じ置くの目的を以て、米國政府が井上外相時代以降輕減方を切望せる石油の協定稅率は十英瓦に付邦貨二十二錢に規定せられて居るが、十米瓦は八・三分の一英瓦に相當するに付十米瓦に相當する關稅は邦貨十八錢に相當することとなる。而して現時の日本に於ける石油相場十米瓦入一箱二圓であるから、其の關稅率は僅に九%に過ぎない旨を説明した。

其後米國行政部更任と共に在本邦米國公使としてハツバードに代りスキフト John F. Swift 新任せられ明治二十二年五月本邦に着任した。依て在米陸奥公使はスキフト新公使の赴任に先ち新條約調印に至つた經緯を充分説明し同情的關心を得置くの必要ありとし、明治二十二年三月二十七日公使館雇スチブンスを遣し日米條約の内容を篤と説明せしめ、更にスキフト公使をして改正條約案の内容に充分通曉せしむるの目的を以て、公使館に同公使を中心とする研究會を開催し、同公使の外國務省の祕書法律顧問トラスコット及日本に同情を有するウキリアムを招いたが、同席上ウキリアム等は「新日米條約第一條第三項に於て締約國は相互に他方國民に對し不動産の所有權を許し居ることは、米國の或洲に於て外國人に對し土地所有權を禁止し居ると一致せず、又其の第一項に於て相互に締約國民に對し他方への入國の自由を許し居る處、日本人米國への入國自由は當時米國議會に於て問題となり居る支那移民入國禁止法案との關係上物議を生ずるの虞あり、旁々新日米條約は其の儘では上院を通過すること困難であらう」との意見を述べ、更に「前クリヴランド行政部責任者殊にバツバード公使の如き法律的何等修養なき者共が其の功を急ぎ、自分の研究もなさず電信の往復のみを以て急速に新條約に調印したことは不可解の措置である。然るに現國務長官ブレ

ーンは前國務長官バイヤードと異り法律的才能を有する専門家なるを以て米國上院が今後無修正にて新條約を贊認することは頗る困難なるべき事情がある」と説明した。之に對し陸奥公使は「新日米條約第一條第三項等に對し上院が適當なる小修正を加ふことは本邦に於て異存なかるべく、其の第一項に付ては日本と支那とは大に國狀を異にし、支那に於ては日本に於けるが如く内地開放をして迄治外法權撤廢を求むるが如きこと全然之なかるべきか故に、米支關係の爲め日米條約の批准に支障を生ずるものと思ふことは出来ない。即ち支那國民の米國への入國に付日本人との間に差別を生ずるも支那政府より何等異議の生ずべき筋合に非ざるべきこと、又日本は同條の下に日本移民が他の諸外國民と同様米國移民法上受くる一般的制限を受くることに異存なかるべきものなること」を説明した。併し其後の形勢は米國新行政部に於ては反對黨たる前行政部の調印した改正日米條約の批准を容易に承認出来ないとの意向漸次強くなり、上院に於て相當の修正をしなければ到底無事通過を肯んすべき見込みなきに至つた。

斯くの如くして行政部變更の爲め日米新條約は容易に米國上院に於て贊認を得難い形勢となつたが、大隈外相が兎に角米國との間に新條約を最先調印し、明治二十三年二月十一日より實施すべきことに確定したことは、歐洲各國殊に獨逸等との條約交渉を促進せしめるの方辦となすを得、其の後獨逸との新條約は明治二十二年六月十一日、露國との新條約は同八月八日各調印を了し、其の實施期は孰れも日米條約に準じ明治二十三年二月十一日となすことを得た。

改正實施延期の提議 然るに明治二十二年六、七月頃より新條約に對する本邦朝野の反對は熾烈となり、明治二十二年十月十八日大隈外相遭難あり、十月二十四日黒田内閣は辭職するに至つた。依て三條内大臣臨時總理として時局收拾の任に當り十二月十日の閣議を以て「將來外交の政略」を定め、之に基き三條總理は十二月十三日既に調印を了したる米・獨・露三國條約實施の期日の延期を求める爲め夫々駐任の帝國公使宛任國政府に交渉することを訓令した

が、翌十四日總理自ら之れが爲め在本邦米國公使を訪問した。右訪問に對し、米國公使スウヰフトは既に前任ハツバード公使の調印した新條約を米國新行政部に於て其の儘批准するを得ないものと覺悟して居た爲めか、三條總理の提議に對し「米國に於て毫も異存なかるべきを確信す」と答へ、又其の態度は甚しく冷然たるものがあつた。尤も當時三條總理は在米・獨・露三國本邦公使に對する前記訓令中に於て、單に新條約實施の延期を求めたに止り、自他の諸國との條約改正交渉中止しない旨特に申送つた。又其の延期を欲する理由としては大隈伯遭難の爲め事務遂行に支障を生じ明年二月十一日より新條約一併實施が出来なくなると云ふに止つた。尙其後スヰフト公使は明治二十三年二月二十六日日本國政府よりの訓令により、米國大統領は新條約の批准に付き上院に手續を採らないことを、正式回答するところあつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷二乃至一七及六八文書以下

2 同右五五、五七、五九文書

第二款 對獨逸交渉¹

改正提議 獨逸とは明治二十一年ホルレーベン公使賜暇歸國の際、當時の總理伊藤伯より改正條約案を率先提議すべしとの光約束により、大隈外相は在本邦代理公使フオン・ウウルツハウゼンに對し明治二十一年十一月二十六日先づ之を手交した。而して大隈外相は今回の改正に於ては井上外相時代と異り國別談判を採用する方針なることを説明した。之れに對し獨逸代理公使は最惠國條款の解釋に付國際公法學者の間に二派の意見あることを指摘し如何に措置せられるかと尋ねた。大隈外相は右質問に對し關稅率適用に關する限りは安政條約國との改正全部終了する迄舊稅率を適用すべきも、其他の場合にあつては安政條約中規定する最惠國條款は新條約に於て之を適用することを許容しな

い。既に明治六年本邦政府が伊太利との間に新條約を締結し、治外法權撤去の條件の下に伊太利人に内地旅行權を許與すべきことを提議した際に、他の列國は最惠國條款によつて右伊太利の得べき内地旅行の權利に均霑することを主張しなかつた。却て日本が右様の提議により伊太利人に内地旅行の權を附與することに反對したことは最惠國條款の效力に對し列國が確信を持たぬ證左であると説明した。尙獨逸代理公使は大隈改正條約案に關し新たに公布せらるべき裁判所構成法の内容及大審院に於ける外國判事任用方法に付説明を求めた。更に獨逸代理公使は條約改正は從來の如く日本に於て行ふよりも外國に於て當該國駐在本邦公使の手により行ふことが即決に便であると忠告した。

次いで大隈外相は在本邦獨逸代理公使に對し新條約案を手交した同日を以て在獨逸西園寺（公望）公使に對し新條約案の内容及改正方針に付詳細を通報し、獨逸政府に對し之を説明すると共に獨逸政府に對し先づ條約改正交渉を提議するは前記伊藤伯のホルレーベン公使歸國に際し爲した約束によるの外、井上條約改正に於て獨逸が最も同情ある態度を日本に示したによるものである。從て今回の條約改正に於ても同様の態度を以て率先新條約調印に至ることを期待する旨説明せしめた。更に幸ひホルレーベン公使は伯林に滞在中であるから同公使と協議の上伯林に於て獨逸政府との間に條約改正交渉を開始し速かに調印の涉取に進めたい、并に西園寺公使の見込によりシーボルトを囑託として本件條約改正に關し公使館と獨逸政府當局との間の非公式折衝に當らしむべきことを欲する旨を附言した。其後明治二十二年一月七日付を以て米國との間に新條約即決の情勢にあることを報じ、獨逸との間にも新條約の至急調印を希望し、明治二十二年二月五日には西園寺公使に對し條約調印に要する全權委任狀を送付した。

準備協議 然るに獨逸政府に於ては一月八日西園寺公使より交渉を受けたが餘り條約改正交渉に關し好感を有たず、殊に米國政府が餘りにも早く新條約案に同意したのは豫め日本との間に默契があつたのではないかと疑うた。其後大隈外相より然らざる事情を詳細電報するに従ひ漸次誤解は解け、一月十七日に至り西園寺公使に對し本邦提案によつ

て交渉を始めることに異議なき旨を回答した。尤も獨逸政府としては裁判權問題に關しては議會に條約を附議するの關係上、列國同様の待遇を受けることを必要とするに因り、日本は從來の如く諸外國と同時に條約實施を爲すことが適當であらうといふ意見を申出でた。依て大隈外相は一月十八日付電報を以て領事裁判權撤廢問題に付ては何處迄も有條件主義を主張しなければならぬけれども、一般通商航海事項に關しては歐洲に於ける大勢に鑑み一八八三年英伊條約第十一條として挿入せられた無條件最惠國條款を採用することに異存なき旨を訓令した。

獨逸は右大隈外相の提議に對し一月二十五日付覺書を以て獨逸政府は伯林に於て單獨に條約改正交渉開始に同意するも、領事裁判權撤廢に付て他の列國に比し毫も不利な地位に陷ることなき様工夫せねばならぬとて對案を留保した。又新條約實施後五ヶ年過渡期間に於て獨逸が居留地内に於て有すべき領事裁判權と、居留地外に於て獨逸國民が服従すべき日本裁判所の裁判權との調節を規定する大隈條約案第十六條は、英米主義に則れるものであつて之を採用し難いとなし、之に代へて和親通商航海條約案中には單に内外裁判所間の共助を主とする規定を設けるに止め、別に明治二十年條約改正會議に於て協定したところに基き兩國間に領事職務條約を結ぶべきことを提議した。

之に對し大隈外相は一月二十六日付電訓を以て、新條約案に於て如何なる形式の最惠國條款を採用する場合にも、帝國裁判權に服従するを以て内地開放の不可分條件とすることは譲歩し得ないことを繰返し主張すると共に、本邦原案第十六條に代へ獨逸對案に基き司法共助に關する規定を挿入し且つ領事職務條約を別に締結するは異議なきこと、尤も後者は専門的事項に互るを以て和親通商航海條約調印後日本に於て別途交渉することゝしたいと回答した。

斯くて一月三十一日西園寺公使と獨逸外務當局との非公式會見に於て討議した際、獨逸側は本邦提案第十條、第十四條、第十五條、第二十二條、第二十三條に付明治二十年七月十八日通商事項取調委員會から條約改正會議に報告した通商及航海條約草案の復活を求め、又前記第十條外國船に許與せらるべき沿岸貿易の範圍内に付ては、同委員會案

第十條に規定せる通り横濱・神戸・長崎の外兵庫・新潟及箱館の追加を要求し、更に貿易規則案及倉庫規則案の交渉は之を東京で行ふことに彼我の間に協定した。

其の後賜暇歸國中のホルレーベン公使は日本に歸任することとなり、明治二十二年三月二日東京に到着し大隈外相との間に直接條約改正に付協議することとなつた。同公使は大隈外相に對し、自分伯林出發の際改正條約案に對する獨逸政府の調査は大略結了し、只通商上の問題に付自分歸任後在本邦獨逸商人の意見を聞いた上新條約案に調印を爲す手順に運んで居たから、從て本邦到着後早速横濱の重立つた獨逸商人と内議を遂げた旨を告げ、其の結果であるとして本邦原案に對し修正箇所を申出でた。

獨逸の修正 右の中主要な點は

(一) 明治二十三年二月十一日新條約實施後通商航海に關する一切の事項に關する無條件最惠國條款が其の效力を發すべきものとする。

(二) 第十四條規定船舶積量の互認に付外交文書を交換すべきこと。

(三) 協定關稅目第一二八號(キニーネ)、第一四九號(紺青)及第三四〇號(印刷料紙)の稅率は原案の從量稅を從價稅に改めること。

等であつた。大隈外相は右提議に直ちに同意し、其の旨三月八日電報を以て西園寺公使に通報し交渉の促進方を求めた。又西園寺公使に對し獨逸の條約正文作成等の必要上交渉遲延の見込ならば不取敢英文で伯林に於て假調印を了し、右假條約に基き本邦に於て外相とホルレーベン公使との間に本條約に調印することとしても差支なき旨併せて訓電した²。

依て西園寺公使は公使館法律顧問シーボルトをして種々内面的に獨逸側に對し運動を試み、其の結果漸く四月一日

に至り西園寺公使は獨逸政府が希望する諸修正を記載したところの詳細な對案回答書を入手するに至つた。³ 右對案中の諸修正は本邦提案第二條乃至第四條、第六條乃至第九條、第十一條乃至第十八條、第二十條、第二十二條、第二十四條に關係して居るが、大體に於て井上外相條約改正會議へ提出の通商事項取調委員會案を復活しようとするにあつた。即ち其の要點は三月八日大隈外相から通報した三項の外、

(一) 本邦提案第十五條中に領事裁判權存続中本邦在留獨逸國民の身分權に關する事件は一切獨逸裁判所に歸屬せしむべきこと。

(二) 獨逸國民を被告とする一切の民刑事事件及破産に關する一切の事件は外國判事の多數により組織せらるゝ裁判所に控訴し得べきものとする。

(三) 外國判事の資格及懲戒に關し井上條約改正裁判管轄條約案に於けるが如き規定を設くべきこと。

(四) 郵便船の特權に關し明治二十年七月十二日條約改正會議提出の通商委員會案を採用すること。

(五) 船積互認に關する規定を設くること。

(六) 協定税率は五ヶ年毎に改算せらるべき規定を設くること。

(七) ルクセンブルク關稅同盟地域に關し特別規定を設くること。等であつた。

大隈覺書 上記獨逸側覺書に對し大隈外相は四月二十四日電報及五月二日付往信を以て詳細再修正意見を送つた。⁴ 右に依れば上記獨逸側修正意見中、(一)、(四)、(七)は適當修正を加へた上之に同意すべきも、(二)、(三)は條約改正案の根本を没却するものなるに付絶對に同意し難い、尤も大審院に任用すべき外國判事は其の本國に於ける有資格者より採用することとを保證しても差支ないと述べ、又(六)は之を許すときは右改算により税率が輕減せらるゝ場合の外、最惠國條款の結果條約國全部が右改訂に同意しない限り效力を發しないこととなるに付承諾し難いとした。而して一月二十五日付の

獨逸側覺書に於て最も重きを置くところの裁判權に關する最惠國待遇問題に付ては大隈外相より一の妥協案を提出した。右妥協案によれば獨逸は、條約改正後日本に於て内地開放の利益を得ない國(多分支那が然かなるであらう)が有する領事裁判權に付ては均霑を主張するを得ないが、日本に於て内地開放の利益を得た國の中何れか領事裁判權を繼續する場合に於ては、獨逸も亦之に均霑すべきものであることを約しようと提議した。⁵

前記大隈外相よりの對案修正意見書は覺書に作成し五月八日付を以て西園寺公使より獨逸國外務大臣ビスマルク伯に提議せられた。同伯に於ては大體に於て之に満足し茲に日獨改正條約の見込確實となるに至つた。

英國の通牒 之より先英國政府に於ては從來條約改正交渉に於て常に指導的立場を採つて居た關係上大隈外相の條約改正に於ても右立場を維持しようとし、殊に大隈外相案に於ては折角井上外相時代の條約改正會議に於て列國公使間に協定を得た裁判管轄條約案を採用しないばかりでなく、之に代るべき外務大臣よりの通告公文は其の内容不十分で外國人の日本裁判權服從に必要な保證を缺くものであると難じた。依て大隈案に對して、大修正を施さない以上之に同意し難いと爲して、在英岡部代理公使よりの數次の催促あるに拘はらず交渉開始諸否の回答すら遷延せしめたが、其の間明治二十二年三月六日付を以て在倫敦關係各國外交代表者に對し、同文通牒を送つて日本との條約改正に對し共同的行動を採ることを求めた。之れが爲めに獨逸政府に於ては本邦との間に改正條約を率先調印することに對し少々遲疑したが、結局日本に對し同情を表する意味を以て四月一日付を以て英國政府に對し共同交渉に關する提議に應じ得ないことを回答するに至つたのである。

日獨條約調印 其後西園寺公使は獨逸政府の最も重きを置くところの裁判權に關する最惠國待遇に關し日本政府より獨逸政府に交付すべき公文案及獨逸が他國に先ち條約締結する結果自然新條約期間も夫れ丈け他國よりも早く満了することより生ずべき不利の匡正を目的とする公文案に付折衝を遂げた後、双方意見の一致を見たから愈々六月十一日

伯林に於て西園寺公使とビスマルク外相との間に調印を了つた。

第一 和親通商及航海條約

第二 附屬輸入協定税目

第三 談判中の了解事項に關する西園寺公使より獨逸外務大臣宛公文

第四 法典編纂に關する西園寺公使發公文

第五 大審院に外國人判事任用に關する西園寺公使宛公文

第六 上記西園寺公使發三往翰了承に關する獨逸外務大臣よりの來翰

右六項に互るもので、右の中

第一 和親通商及航海條約は本邦原案同様二十四ヶ條であるが其の内容に於ては本邦側の注文により、

第三條末段に商標特許の保護に關する國民待遇は當該國法律の定むる期間を超ゆるを得ざることを追加し、獨逸側の要求により、

第五條第一項末段に衛生、公安の必要に基く輸入禁止は一時的のものに限ることを明かにし、

第十條第三項末段に外國船の沿岸貿易繼續範圍内に横濱、神戸、長崎の外兵庫、函館を追加し、

第十三條として當該國の國法に基き船積を互認すべき規定を設け、

第十五條（原案第十四條）第二項末段に獨逸船舶の保有する積量證書記載の噸數は本邦に於ける噸稅賦課の基礎として採用せらるべきを規定し、

第十六條第二項として領事裁判權繼續過渡期間内に於ける兩國裁判所の司法共助を、第三項として右過渡期間中身分權の問題に付ては獨逸領事裁判所の權限は居留地外に於ても存續すべきことを、

原案第十六條過渡期間に於ける内外裁判權の決定に關する規定を削除し、

第十九條に於て「兩締盟國は其の一方の通商及航海を他の一方に於て總て最惠國の基礎に置く主意を有するに因り通商及航海に關する一切の事項に關し其の一方より別國の政府、船舶、臣民或は人民に現に許與し或は將來許與したる一切の特典、殊遇若は免除は他の一方の政府、船舶或は臣民にも即時に且條件を附せずして之を許與すべきことを兩締盟國に於て約定す、」なる規定を挿入し、

第二十一條に於て過渡期間内獨逸國民が舊居留地内に於て有すべき酒、煙草業の製造に關して有すべき國民待遇に付原案の行文を修正し、

第二十三條第二項に於て本條約を獨逸との關稅同盟が存續する限りルクセンブルク大公國に適用すべきを、

第二十四條に於て本條約は東京に於て速かに批准交換をなし、明治二十三年二月十一日より實施し十二ヶ年其の效力を有すべきを規定した。尙同條約第三項にては單に全權委員は本條約を二通調印することを規定したが、右調印本書は英文で作成せられた。

第二 輸入協定税目に於ては日米條約附屬のものと同然同一であるが、稅率欄中從量稅に付ては課稅評定價格と基礎從價割合なる兩權を併せ規定した。（因に米國と關係ある稅番三二五號石油に付ては一英瓦に對する課稅評定價格十五錢從量稅率二錢二厘、其の課稅基礎一五%となつて居る）

第三 談判中の了解事項に關する往翰中に於ては

（一）日本政府は明治二十年條約改正會議へ提出したる草案に必要な數個の修正を加へたるものを基礎として獨逸政府との間に領事條約を締結する積りなること、

（二）本條約は曾て思惟したるよりは短期間を以て締結することとなりたるにより日本政府は同様の他の條約が效

力を有する間は其の廢止權を行使せざる筈なること、

(三) 日本に於て司法取扱に關する特權若くは免除にして日本に於ける領事裁判權廢止の報酬として又は之を豫期して既に他國に附與し又は將來附與すべきものある場合、右特權及免除は直ちに條件を付せずして何時にても獨逸政府より其の希望を申出で次第獨逸政府及其の臣民にも之を及ぼすべきこと、

(四) 日本政府は豫て獨逸政府に通知せる草案と明治二十二年三月八日付を以て大隈外務大臣より西園寺公使宛送付せる訓令中に規定せられたる修正及讓與とを基礎として在東京獨逸公使との間に貿易及官設倉庫規則に關する條約を締結すべきこと、

(五) 日本政府は明治二十年七月十八日會議錄第二十七號附屬の規則草案を基礎とし在東京獨逸公使との間に港則の問題を決定する積りなること、

(六) 日本政府は一二八、一四九、三四〇即ち幾那鹽、紺青及印刷用紙の從量税を從價税に移すべきこと、尤も本税目に關する讓與は各國に對する交渉の必要上追て取極を爲す迄秘密に爲し置く筈なること、

(七) 日本政府は獨逸郵便船に對する特權及免除に對し最惠國條款を與ふべき積りなること、を約し

第四 法典の編纂及

第五 大審院の判事任用に關する公文に付ては全然日米條約と同様の字句を使用し、

第六 獨逸外務大臣よりの來翰に於ては前記西園寺公使より三往翰を了承すると同時に第三の(三)に關し更に誤解を避くる目的を以て「裁判權に關して保證せられたる最惠國の意義に就き獨逸國の方に於ては第三國の臣民に對し日本内地を開かざる間は獨逸國も亦司法事件殊に領事裁判權服從に關し日本國より右第三國に許與する特權及免除の恩典を請求することを得ざるものと解す。之に反し日本國が司法事件上其の臣民に對して内地を開き或は開

かんとする或國に與へ或は與へんとする總ての特惠及免除の恩惠は獨逸國に於て之を請求するの權利を有するものとす」と附記した。

之より先伯林に於て條約改正交渉を援助したホルレーベンは明治二十二年一月十八日伯林を出發し三月二日東京に歸任し伯林に於ける兩國政府間の協定に基き別途大隈外相との間に貿易規則、保稅倉庫規則及協定稅目案に付協議を開始し又右に付在留獨逸人に對し諮問するところあつたが、愈々前記の通り六月十一日日獨條約伯林に於て調印せられた後、明治二十二年十月七日東京に於て青木次官との間に次の通り調印した。

第七 貿易規則(二十九ヶ條)及倉庫規則(二十四ヶ條及附屬庫租表)に關する議定書

第八 港灣規則(十七ヶ條)に關する議定書

公文修正問題 尙伯林に於て調印せられた日獨改正條約及附屬文書が本省に到着した後大隈外相は之に査閲を加へたところ、西園寺公使よりビスマルク外務大臣へ送付した法典編纂に關する公文中に於ては、日米條約附屬公文中の字句と異り是等法典を「改正編纂することに従事する旨を帝國日本政府に代り且つ其の名を以て宣言することを委任せられ候」とあつた。右の如き字句は當該日米公文中「改正編纂する事に従事する旨を爰に報導することを適當と認め候」とあるに比し其の効果強く、恰も條約文中に諸法典の編纂のことを約束したと同一の結果となるが故に、西園寺公使は訓令の範圍外に出でたものである。依て明治二十二年八月二日付を以て該公文に對し適當な方法を以て修正を加ふべきことを重ねて訓令したるが、西園寺公使に於ては同年九月二十日付を以て辯明して、大隈外相案に於ける如く何等約束の性質を有しない字句を、外務大臣よりの公文よりも更に效力薄弱なる公使よりの公文中に使用することは、獨逸側に於て到底之を承認出来ない次第であつた故に適宜字句を變更した旨を報じた。併し本件公文文字句修正問題は決着を見ない内に十月十八日の大隈外相遭難となり、其後十二月十三日三條臨時總理より本改正條約に對し其の

批准延期を申出でたることは米國の場合と同様である。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷一文書以下及「一文書以下

2345678 夫々同右一四六、一四八、一五五附屬、一五九、一六二附屬、三二、一八二附屬、一八六、一八七文書

第三款 對露交渉¹

改正交渉 大隈外相は明治二十一年十二月三十日在本邦ディミトリ・シエウイツチ Dmitry Schewitch 露國公使に對し條約改正案を交付して其の内容及改正理由を篤と説明し、同時に條約改正案等を在露西(德二郎)公使に送付した。西公使は同日直ちに外務大臣ギールス Giers に提出して説明を試みたに對し、同大臣は「露西亞政府に於ては日本の隣接國で特別關係を有するに付今次の條約改正案に對し同情ある態度を示すであらう」と確言した。其後明治二十二年三月十五日付在露英國公使より露西亞外務大臣宛を以て申込んだ本邦との條約改正に關する共同交渉に關する同文通牒に付ても、右露西亞は日本との間に隣國として特別の關係を有すとの理由を以て之を拒絶した。併し本邦との間に率先條約を改正する場合には領事裁判權適用上自國に採り不利を生ずべきを慮つてか其後の交渉は餘り進歩を見なかつた。之が爲め四月十一日西公使よりは大隈外相に對し先づ英國との交渉を進めるの必要あること、及露西亞との交渉を容易にする爲め關稅に關する最惠國待遇は彼我特定商品に限定するを可とすることを具申するに至つた。然るに六月十一日日獨間に改正條約の調印せられ、且つ調印の際日本は獨逸に對し領事裁判權に關する最惠國待遇許與の公文を附與することとなり、日本が露國に對しても同様の保障を與ふべきを確めるや、露國政府は從來の傍觀的態度を一變し本邦との間の談判を促進せしめることとなつた。即ち六月二十七日露國外務當局は西公使との會見に於

て、本邦提案第一條に規定する入國居住の自由及土地所有權許與に關し國民待遇を保證する條項に付ては、露帝國の一部に於ては外國人土地所有權等に制限禁止を加へる場合あり、又猶太人等の取締上外國人の旅行居住に對し登録等を要求する場合あるに付之を最惠國待遇に改めること、又一般的に外國人に適用すべき警察公安に關する諸規則は本條規定に關する除外例たるべきことを明確にすること、竝に露西亞が其の隣接國たる瑞典及諾威等竝にベルシア、プハラ等亞細亞接壤國に與へた特典免除は露西亞が現に佛蘭西及西班牙等と締結せる修好通商航海條約中に規定して居る通り一般的に最惠國待遇の規定より除外することの修正を提議し、更に第十四條に規定する噸稅及燈臺稅の賦課に付内國船待遇の保證を求めるところあつた。他面在本邦露西亞公使は明治二十二年七月二日の改正條約調印に要する全權委任の本國電報を受取つた旨大隈外相に通告した。次いで露西亞公使は七月二十八日付公文を以て露西亞政府は日本に對し好意を示す爲め、且又日本政府が諸外國人に對し差別なく公正な裁判を行ふことの出来る制度を設定すべきを確信するが故に、法典編纂及大審院に外國判事任用に關する兩公文の入手は辭退すべき旨申込んだ。

以上露西亞政府の好意ある態度に對し大隈外相は七月三十一日付之を謝するの答翰を送り又修正要求全部に同意した。其後露國公使より提出した新潟港を外國船に許與さるべき沿岸貿易の範圍より除外せるに關する代償案及サガレン島より輸入の魚產物の無稅の件とも急速に妥協成立し、八月八日大隈外相と在本邦露西亞公使との間に修好通商航海條約が調印せられ、而して貿易規則及倉庫規則は特別議定書として後に調印せられることに決定した。

日露條約 日露和親通商航海條約は本文二十六條と附屬第一別約、第二輸入稅目、第三稅目に關する宣言書、第四裁判上最惠國待遇に關する外交文書、第五日本海沿岸開港場に關する外交文書及第六乾鹽魚の無稅輸入に關する外交文書より成り居る。右の中本邦原案に對し加へた修正の主なるものは本條約に於ては

(一) 原案第一條第一項に付き入國の際所在國の法律を遵奉すべきことを特記し、第三項に付居住權及不動産所有權

等に關する國民待遇を削除し之に代へ第二條第一項に於て之か最惠國待遇を規定し、更に第三條末項に於て第一條及第三條所定一切の事項に關し一般的商工業及警察に關し外國人に適用すべき除外例は本條約の規定外なることを定む。

(二) 第四條（原案第三條）に於て專賣特許、商標及意匠に關する國民待遇中より專賣特許權に關するものを除き後者のみに止む。

(三) 第六條（原案第五條）第一項末段に於て非常の事情あるときは日本政府は軍用品の輸入を一時制限禁止し得べきことを附記す。

(四) 第十四條に於て締約國船舶に對し船籍承認に關する規定を定む。

(五) 第十七條に於て兩國船舶及其の積載貨物に對し直航たると寄航たるとを問はず關稅、噸稅等一切の事項に關し内國船待遇を受くべきを定む。

(六) 第十八條に於てフィンランド大公國登録船と雖も露西亞國船舶と認むべきを規定す。

(七) 原案第十五條第二項、第三項として過渡期間内に於ける内外裁判所間の司法共助に關する規定を追加す。

(八) 第二十二條に於て原案第十九條所定有條件最惠國條款に代へ英伊條款による無條件主義を定め、又通商航海の外工業をも右最惠國待遇の適用範圍内に置く。

(九) 第二十六條に於て佛文を以て調印本書を作成すべきを規定す。

次に附屬諸協定中

第一 別約に於ては第一條に於て瑞西及諸威竝に亞細亞境界に接壤する諸邦と露西亞國との通商上の關係は國境通商に係る特別の條項にして一般の外國通商に適用すべき規則とは毫も關係を有せざる條項なるにより之を最惠國

待遇の適用外と爲すべきことを規定し、第二條に於て本條約適用の除外例たるべきものとして日本國の方に於て各種の物品に關する政府の專賣權を掲げ、露西亞國の方に於て、第一露西亞國に於て築造の露西亞船舶に與へられる建造後三ヶ年間の航海稅の免稅、第二アルヘレグリ洲の諸港への鹽魚、乾魚等輸入及同洲よりの穀物等の輸出に關し同洲住民に與へたる特惠、第三遊覽船に對する免稅、第四露西亞國が各種物品に對し行ふべき專賣權を掲げた。尙本別約第一條に關し在本邦露國公使は條約調印後十二月二十一日日本別條約中の亞細亞陸境諸國中には清國をも包含せしめたく、從て清露陸境貿易に關する限り最惠國待遇は日本に於て均霑すべき限りに非ざることの了解を求め來り我に於て同意した。

第二 附屬輸入協定稅目に於てはサガレン島より輸入する一切の魚類を無稅にする爲め稅番第三九〇號のB乾魚、鹽魚の稅率從價五分と在りしに對し、前記第六外交文書を以て之を無稅品に繰入れることを約したが、本件は他の締約國に及ぼすところの利害大なるに付暫く之を嚴秘することとした。

第三 各國との條約改正完了迄江戸改稅約書を適用すべきことに付ては日米・日獨改正條約の夫れに等しき内容の公文を送付し、

第四 領事裁判權の適用に付最惠國待遇を與ふることに付きては日獨改正條約の夫れと等しき趣旨の公文を往復し、

第五 に付ては新潟を沿岸貿易包含地域として許さざる代りに、日本海沿岸に於て將來若し貿易港を開く場合に於ては、右新貿易港と他の舊開港場即ち神戸・横濱・箱館との間に於て露西亞船舶は沿岸貿易に従事し得べきことを約した。

改正延期 斯く大隈外相に於て在本邦露國公使との間に明治二十二年七月下旬に交渉を開始した後、在露西公使と露

西亞外務當局との間に既に重大な事項に付討議を了へて居たこととて、交渉は急速に進捗し前記の如くに早くも八月四日調印の運びに至つたが、其後明治二十二年十月十八日大隈外相遭難後、十二月十三日に至り三條臨時總理は十二月十日の閣議決定に基いて在本邦露西亞公使に對しても改正條約實施期日延期の件を申入れ本國政府に通達方を求めた。露西亞公使は本邦の政情止むを得ざるものと見て之を快諾し、十二月十九日本國政府よりの訓令により三條臨時總理に對し、調印済他國にして同様實施延期に同意を與ふる場合には露國も亦何等異存なきことを回答した。尙本條約調印後別に議定書を以て調印することを約した貿易規則及保税倉庫規則は、之が調印を見ない中に前記の如く我より大隈改正條約の實施延期を申出ることとなつた爲め其の儘に了つた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷九文書以下及一九六文書以下

第四款 對英交渉

交渉提議 由來英國は列國中日本に於て政治的經濟的最も重大な關係を有して居る爲め、從來條約改正交渉に於て常に主動者的地位に立ち、日本は英國との交渉に成功しなければ他列國との條約改正を爲し得ない状態であつた。併し大隈外相としては當時在本邦英國外交代表者パークス公使離任しトレンチ P. Le. Pier Trench が代理公使を務めて居たのと、獨逸及米國が井上條約改正會議の際常に日本に同情を表し英國を牽制した沿革があつたことに鑑み、先づ比較的容易なりと思はれる獨米兩國との條約改正を進捗せしめ、英國を引摺らうとする政略を採つたものの様である。依て前述の通り先づ明治二十一年十一月二十六日に在本邦獨逸代理公使に、次いで十二月十八日に米國公使に對し條約改正案を交付し、英佛兩國に對しては等しく後れて十二月二十九日に交付した。右英國代理公使トレンチに手交するに當り詳細説明を試み、其の際米國に於ては大なる修正もなく本邦提案に同意を表し日米條約は不日調印に至るべきこと、竝に本邦重要法典も明治二十二年中には全部公布に至るべき様手順進行しつつあることを説明して、英國に於ても出來得る丈け速かに本邦提案に對し同意を與へられんことを熱望し、然る曉には日本國民は英國に對する友誼心を増進すべく、斯くて英國は東洋の一大強國たる日本、又其の貿易總額が支那の夫れを凌駕せんとするの勢ひにある日本を同盟國として獲取し得るの日の來るも亦遠からぬであらうと附言した。之に對しトレンチ代理公使は、明治維新以來特に日本に對し同情を有し來つた英國に先ち、他の二國に對し條約改正案を手交したことに付甚しく遺憾の意を表すると共に、兎に角大隈外相申出での次第を直ちに本國政府に通報すべしと答へ、又序に支那との間にも條約改正が行はれない間は改正條約の實施は困難であらうと考へられるが如何に處理せられるかと問うた。之に對しては大隈外相は明答を與へなかつた。

大隈外相はトレンチ代理公使に約案を交付した後明治二十一年十二月三十一日付を以て、在英岡部（長職）代理公使宛條約改正案を説明し、英國政府に於て改正條約案の原則に付てなりとも至急同意すへきを切望する旨、英國外務大臣ソールズベリイ Marquis of Salisbury 卿に申入れることを詳細電訓するところあつた。更に明治二十二年一月七日付公信を以て岡部代理公使に對し「英國は日本に於て經濟上諸國中最も重要な地位を占めて居り例へば本邦輸入貿易の三分の一は英國及其の領土よりの輸入に係り、又居留外國人の半ば以上は英國人たる等の關係あるにより英國が率先して改正條約に調印する様切望する旨、及び右様本邦に於て有する英國利益の重要なるに鑑み本邦政府は既に談判終了せんとする米國との改正條約案に修正を加え、右實施期日は英獨双方又は少くとも其の一が承諾し得る迄延期する考へなること、竝に近年に於ける英國の本邦條約改正に對する政策は他列國を率ゐて其の陣頭に立ち列國の日本に於ける既得權益の維持を防護するにあるが如き有様であるが、右の如き政策は英國が維新當時明治新政府に對し示した公正な態度と異り英國の爲め採らざるところである。即ちパークス公使等が採用した頑固政策の爲め英國は日

本朝野に於て漸次不評となつて來て居る、從て我國の興廢にも關するものとして數年來本邦朝野の人士が最も重きを置くところの條約改正問題に對し、英國政府は從來の態度を改め率先し之に同意せられんことを希望す。英國政府にして斯かる進歩的態度を採るならば極東に於て四千萬の人口十八萬の精兵、及數十艘の堅艦を有する日本を同盟國となし得るの快事を見るが如きことも決して難事でなからうと考へる」旨を説明した。蓋し大隈外相は英國が談判開始を他の國より後廻しにした爲め、英國の含む不満を和らげるに辭句を盡して居るものと思はれるのである。依て岡部代理公使は明治二十二年一月十七日英國外務次官ボンスフォート卿 Sir Julian Pauncefote に面會して本邦提案の趣旨を説明し、英吉利政府に於て國別談判に應ずるといふ趣旨の原則的解答だけでも得たいと希望したが、同外務次官の態度は甚だ保守的であつた。依て大隈外相は更に一月十九日付電報を以て岡部代理公使に宛「獨逸も亦米國と等しく既に國別談判開始に同意せるを以て、英國に於ても從來に於ける如く合同談判の主義に固執しない様に」希望した。超えて二月二十日東京に於て米國との間に新條約が調印成つたので、同二十一日電報を以て岡部代理公使をして英國政府に之を通告せしめると共に「右新條約中には英國等との條約交渉の便宜を計り原案に於て批准交換後直ちに實施すにあつたのを、明治二十三年二月十一日より實施すとし、特に調印と實施との間に一ケ年間の猶豫を置くこととした。之れ其の期間中に英國等との間にも新條約の調印を了し、日米新條約と同時に之を實施する希望を有つが故である。又英國に於て米國等と等しく新條約を調印しない場合に於ては、安政條約中の最惠國條款の下に新條約に於て米國等が得た内地開放等の利益均霑のことを主張しても、日本は從來に於けると異り斷然均霑を許さない根本方針なること」をも説明せしめた。

英政府回答 之に對し英國政府は三月二日岡部代理公使に對し

- (1) 英國も合同談判を廢し單獨交渉を爲すことには同意するも、米國等との新條約が單獨實施せらるゝが如き場合には、安政條約第二十三條に規定する最惠國條款により米國等有するに至るべき新特惠に均霑するの權利を留保しなければならぬこと。

- (2) 大隈外相の新條約案に於ては各國との間に協議決定により成立した井上條約改正案の諸要旨が根本的に變更せられて居るもの少なくないから、英國政府としては日本に對し條約改正交渉開始を同意する以前に先づ關係各國政府と協議するの必要あること。

- (3) 殊に英國政府としては新條約により其の領事裁判權廢止せらるゝ以前、一定期間日本に於て新法律が實施せられ居ることを必要條件とすること。

- (4) 竝に條約改正交渉は一週間後に倫敦を出發任地に向ふべき新任公使フレイザー Fraser に當らしむべき方針なるに付、何れにしろ右開始は同公使の日本着任後なるべきを回答した。

大隈答辯 右英國の回答に對し大隈外相は捨て置くべからずとなし、二月二十七日付岡部代理公使宛訓令を以て

- (1) 新法律實施の結果を見た後領事裁判權を廢止すべしと云ふが如き英國の提議は、井上條約改正會議の際に於て既に英國代表が其の主張を撤去せるものであること。

- (2) 帝國憲法を發布せられた今日、憲法の規定と扞格するが如き條項は如何なる形式にても到底容認するを得ないこと。

- (3) 竝に新條約附屬公文中には本邦に於て編纂公布すべき重要法典が泰西の様式によるべきを言明しないけれども、其の然るべきことは既に明治十五年以後實施改正刑法の經驗に徴し充分信用を置いて然るべきであること。從て英國政府に於ては本邦の進歩を無視せる如き固陋な要求を今更爲すべき謂はれないことを反駁せしめた。

更に大隈外相は三月一日付訓電を以て、安政條約所載最惠國條款に關する解釋に對し、日本政府は英國政府の意見

に全然反對なることを公然通告し置くべき旨を申送つた。岡部代理公使は三月五日付を付て英國外相ソールズベリイ侯宛右趣旨の公文を送附した。右公文に於て、先づ帝國政府は英國に對し何等差別待遇を爲すの意向なきにより特に米國との新條約實施期日を延期し、其の間に英國との條約改正をも完成し以て英國に對し何等差別待遇の行はるゝことなき様最善の努力を爲し居るを説明した後、最惠國待遇の解釋に關しては日本は英國の意見に同意するを得ないことを確言した。即ち安政條約第二十三條に於て「同様の免許」(free and equal parties patron in all privileges)とありて英國政府の主張するが如く條件を要せずとは書いて居ない。依て英國政府に於て新條約國の得た利益に均霑しようとするならば、均等の條件に服するを必要とすることは自明の理であるとなした。尤も右通告に對し英國は屈せず、英國政府は依然として最惠國待遇の解釋に付無條件主義を主張する旨、五月二十四日付公文を以て之を留保するところあつた。

英政府の回章 既述三月二日岡部代理公使に對し通告せる方針の下に、英國政府は明治二十二年三月六日付を以て本邦との間に條約關係を有する歐洲列國に同文通牒を發し、本邦に對する條約改正交渉に付協調方を勸告するところあり、佛伊は之れに應じて英國同様交渉を遷延せしめるに至り、獨露の兩國は結局之れに應じなかつたが、新條約の率先調印を躊躇し始め、漸く裁判權に關する最惠國待遇を我より保證を得た後交渉を進めるに至つた。

斯くて英國政府は米・獨・露三國の態度如何に拘はらず、本邦との條約改正を慎重審議の上でなければ之れに同意しないの方針に出た。其の交渉を早める爲め在本邦トレンチ代理公使に對し全權委任狀を送られたいとの大隈外相よりの希望にも應じなかつた。

其の後英國政府より本邦との條約交渉開始の訓令を受けた新任フレイザー公使は明治二十二年五月十日親任狀を捧呈するに至つたが、尙大隈外相との間に何等具體的交渉は行はれなかつた。然るに愈々六月十一日日獨間に改正條約

の調印せらるるや、英國政府も漸く決意したもの見え、明治二十二年六月二十一日付を以てソールズベリイ外相は在本邦フレイザー公使に對し、改正條約案に對する英國對案を郵送するところあつた。次いで七月二十七日付本國政府よりの訓令に基き、同公使は七月三十一日大隈外相に面會し、本國より條約改正に必要な全權委任狀及本邦條約改正案に對する英國修正案を受取つたから、何時たりとも交渉開始の用意あることを申出で英國修正案を手交した。

英國對案 右英國對案の内容を記せば次の通りであるが、右修正の殆ど全部は井上條約改正會議の結果を復活しようとするものに外ならなかつた。

- (一) 大隈改正條約案第一條第三項内國民待遇を受くべき保證中に旅行權をも加ふること、又同項及第五項所載の住居權、不動産の所有、課税等に關する内國民待遇を内國民待遇及び最惠國待遇となすこと。
- (二) 第一條末項に外國人は日本に於て軍隊宿舍用家屋、徵用をも免るべきを規定すること。
- (三) 第五條第一項末段に日本に於ける協定從量輸入税率は三ヶ年毎に日本官吏三人、在留外國商人代表者三人より成る専門會議にて改算すべきを規定すること。
- (四) 同條第二項衛生及公安による輸入制限は一時的にのみなし得べきを特記すること。
- (五) 第七條通過税、庫入、獎勵金、戻税等及第九條沿岸貿易に關する最惠國待遇は即時且無條件なることを特記すること。
- (六) 第八條に於ける内外船均等待遇は直接輸入たると間接輸入入とを問はざるべきを明かにすること。
- (七) 第十一條第三項に於て外國船が日本沿岸貿易を營み得る舊開港場中に横濱、神戸、長崎の外兵庫、大阪、新潟、箱館をも加ふること。

(八) 第十二條日本人が外國船を傭船し得る期間十ヶ年に限らざること、又本件に關し無條件最惠國待遇を附記する

こと。

(ハ) 第十四條脱船へ引渡しに付軍艦を適用範圍より删除し又末項を删除し所在國民に屬する脱船人にも適用すること。

(イ) 第十五條として郵便船の特權に關し明治二十年七月十八日通商委員會可決第十七條を挿入すること。

(ロ) 第十七條第一項として噸税、港税、水先案内料、燈臺税、檢疫料等に對する内國船待遇を挿入すること。

(ニ) 第十八條及第十九條五ヶ年の過渡的期間内英國領事裁判所を舊居留地内に存續することに關聯する諸規定に付ては井上時代に協定済の裁判管轄條約案六條及附屬約款第一に定めたる所に從ひ行文を改むること。

(ホ) 第二十二條通商、航海、通過、居住に關する一般的最惠國待遇は英伊條款による無條件主義に改むること。

(ヘ) 第二十四條過渡期間内在居留地英國人の企業に關する課税は井上通商條約案第二十四條の通り改むること。

(ニ) 第二十五條中に井上通商條約案二十五條の通り六ヶ年前より引續き居住し不動産を所有する英國人は領事裁判權撤廢後日本臣民同様地方行政に參與し得べき規定を追加すること。

(ハ) 第二十六條中に貿易規則、官設保税倉庫規則のみならず、私設保税倉庫規則及港則をも別に議定し條約の一部となすべきこと。

(ロ) 同條末項として法典の編纂及大審院に於ける判事任用に關する兩公文も亦條約の一部として效力あるべきを特記すること。

(タ) 第二十七條として印度、カナダ、ニュート・フオントランド、ケープ、ナタル、ニュート・サウス・ウエールズ、ヅエクトリア、クエンスランド、クスマニア、サウス・オーストラリア、ウエスタン・オーストラリア、ニュー・ジラランド以外の英國領地には法律の許す限り本條約を適用すべく、又上記諸自治領地には條約實施後二ヶ年以

内に加入し得べきを規定すること。

(チ) 法典編纂に關する日本外務大臣の公文中には(イ)右法典が泰西の主義によるべきこと、(ロ)警察規則をも蒐集編纂英譯公布すること、(ハ)英語は外國判事の參加すべき裁判所に於ては公用語たることを特記すること、

(ニ) 外國人判事の任用は大審院にのみならず(イ)控訴院にも擴張すべきこと、(ロ)外國人被告の場合の外國人が被告原告として關係する事件は一切外國人判事の多數決を以て判決せしめること、(ハ)外國人判事は之を任命Appointedせず之を囑託 Employed する形式となし、又其囑託期限は之を六ヶ年に限定し其の間解職することは外國判事の多數を占むる懲戒裁判所の決定によるべきを公文中に附記すること。

對案討議 次で英國對案を基礎とし八月十日、十四日及十五日の三回に涉り大隈外相とフレイザー公使との間に交渉行はれたが、第一日に於て大隈外相より、本條約案に對し英國の修正は僅少なりしは悦ぶ所なりと述べ、先づ附屬公文に對する討議より始めた。第二日及第三日には本條約及附屬規則案にも審議を及ぼした。英國公使に於ては常に留保的態度を採り一々本國政府に移牒すべきを答へ交渉捗らなかつたが、其の結果を英國修正案の順序により摘記すれば次の如くである。

(一)乃至(タ) 即ち第一條乃至第十條に對する英國對案修正大隈外相に於て異議なし。

(チ) 第十一條に付英國公使は沿岸貿易の範圍より大阪及新潟を削除することに同意す。

(ハ) 第十二條外國船の傭船期限延長の件大隈外相同意せず。

(ニ) 第十四條に付適用範圍より軍艦を削除し末項は存置に意見一致す。

(イ) 第十五條郵便船の特權の件大隈外相同意せず、公使より本國政府の再考を促すこととす。第十六條郵便船の定義及右定義を貿易規則中に規定すべきこと、竝に積算規定に關する字句等に付意見一致す。

(一) 第十七條英對案に外相同意。

(二) 第十八條大隈外相にて原案維持を主張するも身分權に關しては新日獨條約の字句採用を同意す。依て公使に於て本國政府の決定に移牒す。第十九條に付外相より英對案字句修正を提議す。

(三) 第二十二條に於ける一般的無條件最惠國條款を日本に於て同意せば他の諸條項中より最惠國待遇の保障を削除して可なりと英公使より申出で、大隈外相は同條項中より裁判事項を削除し右に關する最惠國待遇は別に日獨條約の例に倣ひ公文を以て約することにしたと述ぶ。

(四) 第二十四條大隈外相より新日獨條約案の字句採用を提議す。

(五) 第二十五條英國民の行政權參與に關する英修正等削除。

(六) 第二十六條私設保税倉庫及港則を條約の一部となすことは大隈外相拒絕す。但し港則に付ては別に協議することと同意す。

(七) 第二十六條末項外相拒否す。

(八) 第二十七條英國修正案大隈外相同意又第二十八條に關し新條約の效力發生期は新日獨條約と等しく明治二十三年二月十一日と改む。

(九) 法典編纂に關する外交文書に關し、(イ)大隈外相より泰西の主義により法典を編纂し云々は其の正確なる意義不明なるを以て到底挿入を同意し得ざるも今後公布せらるべき新法典も亦既に公布實施せる刑法、刑事訴訟法と同一の主義により編纂せらるべきことは何人も承知し得るところなること、(ロ)一切の警察規則を翻譯するが如きは不可能であり又無要なるべきこと、(ハ)裁判所用語は事實英語たるべきも之を公に保障することは困難なること、を述ぶ。

(一〇) 大隈外相より外國判事の任命及退職に關し英國案の如く種々の條件を規定することは同意し難きも、判事たるべきものは本國に於ける有資格者たるべきことを保障するは差支なきことを述ぶ。フレーザー公使より大審院にては事實判定の權限なきに付英國案にては控訴院にも外國判事を任用する必要ありとなせることを説明するに對し、大隈外相は大審院は本邦裁判所構成法上最も重要な機關なるに付茲に外國判事を任命することを同意せるものに付之以上の讓歩困難なり、尤も若し英國政府にして本邦提案に代へ大審院及控訴院兩者に外國判事の代りに外國顧問を置くべしとの案ならば考量の餘地ありと述べ、結局フレーザー公使より本國政府の意見を問合することとす。

斯く英國對案中法典、裁判官問題に關する大隈外相とフレーザー公使との交渉は渺々しく行かなかつたので、明治二十二年八月十八日大隈外相は在英岡部代理公使に訓令して、英國政府に對し帝國に於て憲法の發布等國情一變せる事情を説明し英國政府の好意的再考を促したが、八月二十四日英國外務次官は岡部代理公使に對し、依然として大隈案によるときは裁判上の保證が井上案に比し甚しく不充分なることを説明し、外國裁判官の任用は井上案の如く控訴院にも及ぼしたきこと、井上案の如く重要法典のみならず警察規則等をも編纂及英譯の上公布せられたきこと等を繰返すに過ぎなかつた。蓋し英國としては上記米・獨・露三國の態度如何に拘らず、其の利害關係の重大なるに鑑み在本邦英國人に對する帝國裁判權の運用に對し充分な保證を要求しようとし、又四月十九日英國新聞に大隈改正條約案公表せられた結果、前記八月初旬フレーザー公使が交渉を始めた頃は本邦朝野に於て大隈條約改正案に對し轟々たる反對生じて居た際とて、大隈條約改正案も亦今後如何なる運命に立ち至るや明かならずと見て、大隈外相より累次談判の促進方を請求せられたに對し充分な熱意を示さなかつた様である。

其の後明治二十二年十月十八日大隈外相遭難、同二十四日黒田内閣辭職し三條臨時内閣成立し、右三條内閣に於て

は十二月十日條約善後措置に關する方針案を決定し一時一切條約改正交渉を延期することとなつた爲め自然英國との交渉も其の儘となつた。

締約國通商關係統計表

左に如何に當時英國が通商航海海上本邦に於て最も重大な關係を有し居たかを示す爲め、明治二十年に於ける各締約國の輸出入額及居留人員數を參考に掲げる。

締 盟 國	輸 入 總 額	居 留 人 員
英 國	二九、五〇二、〇五三圓	一、一二四
合 衆 國	二四、八二一、三六三	四七五
佛 蘭 西	一一、八四一、七四三	二〇九
獨 逸	四、九三二、六三八	二八一
瑞 士	七四五、二八九	三二
伊 太 利	七一八、七五〇	三〇
白 耳 義	三四六、〇一〇	八
奧 匈 牙 利	三一五、八〇九	三四
露 西 亞	二二一、二三三	三二
西 班 牙	一七三、二四三	三
丁 抹	七四、三七五	四一
荷 蘭	七二、三二六	五〇
布 哇	一〇、六五五	〇
瑞 典 及 那 威	一〇、〇八六	二四
葡 萄 牙	一、八四六	四五

白 露

一、一八四

合 計

七三、七七九、六〇三

二、三八九

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷六文書以下及二一四文書以下

2 同右四七及二七七別錄

第五款 對 佛 交 渉

交渉經過

大隈外相は明治二十一年十二月二十九日在本邦佛國公使シエンキウキツ Sieakiew's に對しても條約改正案を手交し改正の希望を申出づるところあつた。然るに在本邦佛國公使は大隈外相の同公使を遇する態度冷淡なりとして常に不滿を表しつゝあつた間柄とて、右大隈外相の申出でに對し極めて冷淡な態度を以て應酬した。即ち大隈外相より直ちに條約改正の内容を本國政府に電報し其の意見を徴せられたいとの申出でに對しても、容易に之に應じようとしなかつた。大隈外相より回答を督促したのに對しては、本國政府に報告するに付先づ新條約案の内容を檢討するの必要ありとて、明治二十二年一月七日付大隈外相宛にて多數事項に關し詳細な質義書を提出した。右に對し大隈外相は右質義書の字句及其の内容が本邦政府を侮辱しつゝあるが如きものもありとなし、右質義書の撤回を求むると共に右質義各項に對しては外相より口頭を以て充分説明を爲すこととしたいとの旨を申込んだが、佛國公使は之に應じなかつた。依て大隈外相は已むなく明治二十二年二月九日付を以て、右質義事項に對し一々手厳しき法理的回答を發送するに至つた。斯くの如き情勢であつた爲め、大隈外相は到底在本邦佛國公使との間に圓滿な交渉の進捗しないものと諦め、改めて二月十五日在佛田中（不二鷹）公使に對し、新條約案の内容を説明し對佛交渉方に付詳細訓令するところあり、其の中に於て、在本邦佛國公使の好意ある態度は到底望み難いが故に、田中公使に於て直接佛本

國當局に對し充分の説明を試み、場合によりては談判地を巴里に移すの必要ある次第を附言した。然るに在佛田中公使は大隈外相の訓令するが如く、本邦政府が本邦佛國公使に對し何等か不滿を有するが如きことを佛國政府に申出ることとは、其の感觸を害する虞ありとし訓令の施行に付頗る躊躇した。依て大隈外相は、條約改正は本邦に採り重大な案件であるから公使として佛國政府の感觸云々を遠慮すべきでないとし訓令し、佛國政府との直接交渉方を重ねて督促した。其の結果田中公使は交渉を開始し、漸く三月十三日に至り、佛國外相スビューレイ Spuller より在本邦佛國公使に對し日本政府との單獨條約改正交渉に同意して差支なきことを訓電した旨の情報を入手した。依て大隈外相は佛國公使に對し交渉を開始しようとしたところ、意外にも佛國公使は大隈外相が巴里に條約改正交渉を移されたものと察し、其の後何等改正交渉の用意をして居ないと述べ、改めて大隈外相が佛國に先んじ他國との間に條約改正交渉を始めたことに對し不滿の意を表した。

依て大隈外相は止むなく再び在佛田中公使に訓令し、佛國外相に對し交渉開始方を督促せしめた。然るに佛國政府に於ては既に英國政府よりの共同交渉に關する同文通牒に接して居り、英國政府に於て談判を急速に進捗する意向なきことを知り之と協調する意味もあり、又同國政府の慣用手段として先づ他列國の態度を見るを可としたものの如く容易に何等の回答を爲なかつた。漸く四月七日に至り佛國外相は田中公使に對し、在本邦佛國公使に對し條約交渉を開始して差支なき旨を訓令したこと、尤も右交渉に對しては巨細に互り佛國の修正箇所を説明するの必要あるを以て、細目訓令を四月二十八日發佛國郵便船にて發送する筈なるに付、右到着を俟つて交渉を開始せしめるの積りなること、竝に右細目到着以前と雖も、電信を以て重要事項に付大隈外相との間に交渉を開始せしむべき様、在本邦佛國公使に訓令すべしとのことを回答した。

右佛國外相の田中公使に對する約言に拘らず、其の後大隈外相は佛國公使より何等の申出でを受けなかつた。六月下旬に至り佛國郵便船による細目訓令到着したものと見えるが、佛國公使は暫時病氣と稱し開談方を延期した後、漸く七月二日に至り始めて條約交渉開始に至つた。蓋し佛國公使は在本邦英國公使が當時未だ條約交渉開始に關する訓令を受けて居なかつた爲め、之と協調する必要上種々口實を設け只管遷延政策を採つたものと認められる。然るに愈々大隈外相が佛國公使との間に條約改正交渉を開始した後には談判の進捗振良好で、七月二十日開催の第八回會議に於ては下記四事項を除き概ね議了した。双方の意見大體一致した事項に付ては之を假決議として佛國公使より本國政府に報告し、未決事項に付ては其の訓令を乞ふ迄に至つた。其後佛國公使は本國政府と數次の電信往復を重ねた結果、九月十一日の會談に至つて彼我的意見は漸次接近した。即ち右大隈外相との會議に於て佛國公使の要求した修正意見の中

- (一) 新潟をも沿岸貿易の範圍内に包含せしめること。
 - (二) 郵便船の特權に關し井上通商航海條約案第十七條の規定を挿入すること。
 - (三) 原案第二十一條に關し新條約實施後に於ける佛國既得權の存續を明かにすること。
 - (四) 葡萄酒の協定稅率を更に輕減すること。
- 右四件に付協議纏らなかつたのみであるが、右の内大隈外相は

- (一) 新潟に於ては殆ど外國商人の居住するものなきを以て之を沿岸貿易の範圍に包含せしめることに同意し得ない。
- (二) 井上條約改正案は郵便船に對し治外法權の特權を與へ居るに付、其の第十七條の規定挿入には同意し難いが、之に代へ一八八三年佛澳通商條約中に規定する郵便船の特權に關する條文採用を承諾しようといふ修正意見を提出した。

(三) 安政條約に於て佛國人の有する權利は、新條約に於て其の存續を明示するものに非ざる限り其の效力を失ふべきものと爲なければ、本邦は改正條約實施後依然として安政條約同様の桎梏に苦しむ場合あるべしと爲し、本邦提案を維持した。

(四) 佛國政府は明治十五年の條約改正豫備會議に於て協定済みのものに對し、明治十九年の條約改正會議に於て修正を申出で、更に今回の會議に於ても佛國公使より縮緬、吳呂 *Mouseline de laine*、絹綿縞子 *Satin*、石鹼、葡萄酒、リキュール酒、ラム酒、シャンパン酒の七品に對し稅率減額を申出でた。大隈外相は右に對し妥協の趣旨を以て、中ラム酒、シャンパン酒のみに付ては幾分佛國政府の意向を汲み減稅に同意することを申出でたが、佛國公使は尙葡萄酒の減稅を主張し妥結に至らなかつた。

斯く彼我の間に懸案となつた交渉事項は僅に四項のみであつたが故に、田中公使より佛國政府に對し交渉の結果、同政府當局は「條約調印に要する全權委任狀は九月二十二日發の郵便船を以て在本邦佛國公使に送付すべき」を言明するに至り、又上記懸案となつたものの中、(二)に付ては九月二十六日付大隈外相發田中公使宛電報によれば、同外相と在本邦英國公使との交渉に於て、井上條約案第十七條第五項「郵便船は晝夜の別なく何時たりとも日本諸港に入港することを得べし」云々の規定を改正條約附屬貿易規則第二十五條中に挿入することにより妥協成立し、佛國公使も之に満足すべきものと見えた。尤も其後佛國政府よりは十月六日に至り、本邦提案十八條「佛國人民に於て其の希望により法權を拋棄し本邦の裁判權に服從するを得」との規定は佛蘭西の法制上實施困難なることを告げた。而して之が削除は本邦に於て差して難事ではなかつた。斯くて佛國との條約改正交渉は大體結了し英國との交渉纏り次第調印せらるべき形勢となつて居た。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷七文書以下及二七八文書以下

第六款 對 奧 匈 交 渉

交渉經過 明治二十一年十二月三十日大隈外相より在本邦奧匈國代理公使ビーゲレーベン *Baron Biegeleben* に改正案を提出し、明治二十二年二月一日在維納戶田(氏共)公使よりも訓令に基いて奧匈國政府に對し條約改正案を提出するところあつた。然るに奧匈國政府は其の國の組織上奧匈兩國政府の意見を纏めるの必要あるが爲め、改正案に對する意見の開陳は手聞取つた。漸く三月十八日に至り奧國外務次官スチオージホーイ *Szidegény* より戶田公使に對し、改正案中裁判權に關する本邦提案と安政條約にある最惠國條款との關係上、奧國政府は國別條約改正交渉の主義に同意し難き旨を述べ、又大隈案と井上案と裁判權に關する事項に付き差異ある點を縷述した。是は全く奧國政府は英國よりの同文通牒を應諾し保守的意見を有するものなることが判明した²。

依て大隈外相は四月四日新任の在本邦奧國公使ビーゲレーベン男 *Baron Biegeleben* に對し「奧國外相カロキー伯 *Count Kaloky* の態度は甚だ迂遠にして日本に於ける國狀の變化を知らず一に井上條約改正會議の案を固守するに過ぎないことを遺憾とする。又本邦條約事業の沿革を通觀するに條約改正の度重なる毎に列國は漸次獨立對等國としての本邦の主權尊重程度の増進し居るのであるが、此のところの要諦を奧國政府は全く忘却して居るやうだ」と述べた。次いで六月十八日獨條約の調印を見た際、大隈外相は戶田公使をして之を奧國政府に通報せしめると共に「奧國と獨逸との特別關係に鑑み日本は奧國との間にも出來得る丈に速かに條約改正交渉を促進せしめる希望のある」ことを述べしめた。其の結果六月十九日奧國外務次官は戶田公使に對し交渉開始を承諾したが、其後に於ても何等交渉進捗を見ず、戶田公使よりの催促により漸く九月二十五日に至り奧匈兩國内四關係者の間に審議を始めた旨を回報するに過ぎなかつた。かくて何等纏つた取極めも行はれない中に大隈外相の退陣となつたのである。

第七款 對伊交涉

交渉經過 在本邦伊國公使マルチノ Martino 伯に對しては明治二十一年十二月三十一日大隈外務大臣より改正條約案及一件書類を手交し本國政府へ委曲説明方依頼するところあつた。而して翌二十二年二月二十日付を以て大隈外相は在伊徳川（篤敬）公使へ直接伊國政府に對し交渉方訓令するところあり、更に六月十七日獨逸との改正條約調印せられた際、再び伊國政府に對し開談方を督促せしむるところあつた。然るに伊國政府に於ては前記三月六日付英國政府よりの共同商議に關する同文通牒に應じたものと見え、容易に開談の要求に應じなかつた。漸く六月二十三日外相クリスピー Crispi より徳川公使に對し「目下關係各省と打合せ中に付一週間内には在本邦伊國公使に對し交渉に要する全權委任狀を電報を以て附與し得べし」と云ふに過ぎなかつた。斯くて英吉利政府が本邦に對し修正案を提出した六月二十一日よりも更に後れること一ヶ月の七月二十一日に至り、漸く伊國政府は徳川公使に對し、第二條・第十條・第十六條・第十九條・第二十二條及附屬外交文書に付、十二項に涉る修正案を送付し、八月二日在本邦伊國公使に對し電訓を發送した。八月五日在本邦伊國公使は右本國政府よりの電訓に基き、始めて大隈外相に對し交渉開始に異存なき旨申出で、九月三十日伊國政府より修正案到着せるに付愈々交渉開始の段取りとなつた。尤も右修正點十二項中五項は本條約に關係するところのものであり、其の内容は大體既に獨逸に對し本邦が同意を表したものであつたが、第六乃至第十二項は英國對案と等しく、居留地の處分及外國人の裁判管轄に付殆ど井上條約案を復活しようとするものであつた。其の後間もなく大隈外相は十月十八日遭難するに至り、結局伊國との條約改正交渉は何等發展を見ずして了つたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第三卷一〇文書及三二二文書以下

2 同右三二二文書

第四節 大隈條約改正の蹉跌及其の善後策

憲法違反説 大隈條約改正は井上條約改正案に比し、帝國裁判權の運用及法典の編纂に關する拘束を緩和することに於て格段の進歩を示したものであつたが、依然として外務大臣よりの公文を以て大審院に於て外國人を被告とする事件に外國裁判官の任用を約し、又重要法典の編纂公布に關し保證を與へて居るものである。從て右兩公文の内容が恰も明治二十二年二月十一日公布せられた帝國憲法の條章と扞格するなきや否や、朝野齊しく甚大の注意を拂ふところであつた。逸早く在米陸奧公使は明治二十二年三月二十九日大隈外相宛公文を以て、右兩公文と帝國憲法第二十四條及第五十八條との關係に付疑義ある旨を上申し大隈外相の説明を求めた。即ち憲法第二十四條に於ては「日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシ」と定め、第五十八條第一項に於ては「裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス」とあるに對し、日本臣民が外國との條約により外國國籍を有する裁判官の裁判を受けることとなり、又裁判官たる資格を外國との條約を以て定めることを如何にして憲法違反に非ずと説明し得べきか」と回答を求めたのである。右質問に對し大隈外相は明治二十二年五月十四日付を以て頗る簡単に「憲法第五十八條に云々する所の裁判官の資格を定む可き法律とは、追て發布せらるべき帝國裁判所構成法を指すものにして、該法中には附則を以て右兩者の間に牴觸を生ぜしめざるが如き規定可有之義と存候」と回答した。思ふに大隈外相の意見では、右憲法第二十四條、第五十八條の規定は裁判所構成法を以て、特定の場合に外國人を裁判官とすることを妨げないものと爲す考へであつたものの如くである。然るに大隈外相に於て極秘に附して居た條約改正案の内容が明治二十二年四月十九日英國新聞に發表せられた以後は、井上條約改正會議以來條約改正に對し反對を表し來つた